

## 特定商取引法違反の訪問販売事業者に対する行政処分（指示）について

県は、主として屋根補修工事を行っている訪問販売事業者「有限会社昇和ハウス」（本社：茨城県日立市桜川二丁目12番17号）に対し、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）の違反行為である不備書面交付（法第5条第1項違反）、不実告知（法第6条第1項違反）を認定したため、平成21年8月5日、法第7条の規定に基づき、業務改善について行政処分（指示）した。

なお、法に基づく本県における行政処分は、初めてとなる。

### 有限会社昇和ハウスに対する行政処分（指示）の概要

#### 1 事業者の概要

- (1) 名称：有限会社昇和ハウス
- (2) 代表者：代表取締役 富倉 美乃里（とみくらみのり）
- (3) 本店所在地：茨城県日立市桜川町二丁目12番17号  
連絡先0294-29-9988（本店）
- (4) 設立：平成18年3月6日
- (5) 資本金：950万円
- (6) 取引形態：訪問販売
- (7) 主な事業：屋根補修工事、外壁塗装工事 など
- (8) 売上高：約2億2千8百万円（平成19年12月～平成20年12月）
- (9) 役員数：役員2名 社員25名

#### 2 取引の概要

有限会社昇和ハウス（以下「同社」という。）は、茨城県日立市桜川町二丁目12番17号に本店を置き、茨城県、千葉県、福島県内において、訪問販売の方法により、屋根補修工事等役務の提供を行っていた。

同社は、主として、消費者の住居を突然訪問し、「近くで工事を始めたので挨拶にきました。お宅の前を通ったところ、屋根瓦がずれています。このままだと雨漏りします。」などと告げて、低料金で簡単な屋根補修工事をした後、別途屋根の補修が必要であることを説明し、屋根補修工事契約を締結していた。

#### 3 同社に係る県内消費生活センターへの相談件数

[平成17年11月～平成21年5月] （単位：件数）

H17	H18	H19	H20	H21	計
15	16	18	16	1	66

#### 4 違反事実の概要

##### (1) 不備書面交付（法第5条第1項違反）

同社が消費者宅において訪問販売に係る役務提供契約を締結した際、クーリングオフの記載内容に不備のある契約書を交付していた。

また、見積書に商品の数量を記載すべきところ、数量欄に「一式」等とだけ記載していた。

##### (2) 不実告知（法第6条第1項違反）

同社が消費者宅において訪問販売に係る役務提供契約を締結する際、工事の規模、必要性及び品質について、不実のことを告げて契約していました。

[主な内容]

- ・補修箇所について実寸よりも過大な数量・面積を告げ、契約していた。
- ・必要のない工事を必要であると告げ、契約していた。
- ・普通の塗装であるにもかかわらず、より上質な塗装であると告げ契約していた。

#### 5 行政処分（指示）の内容

(1) 契約の締結に当たっては、法に基づく記載内容を正しく記載した契約書面を交付すること。

(2) 契約の締結について勧誘するに際し、不実のことを告げる行為をしないこと。

#### その他

同社と契約をした消費者からの相談窓口

茨城県消費生活センター 電話029-225-6445